

令和3年8月19日

報道関係各位

一般財団法人新潟県地域医療推進機構

## 魚沼基幹病院が小出労働基準監督署から是正勧告及び指導を受けたことに関する関係職員への厳重注意について

魚沼基幹病院は、令和元年12月16日付けで小出労働基準監督署から是正勧告及び指導を受け、宿日直許可に関する労働基準法第37条違反など労働関係法令の違反について指摘を受けました。

当機構として、令和3年5月18日に開催した第2回臨時理事会で、「当機構及び魚沼基幹病院のガバナンスに関する検証報告」を決定、設置者である県に報告したところですが、本日、県から当機構に対し改善指示がありました。

本検証報告において、組織上の問題があったことが明らかになったことを受け、以下のとおり、幹部職員に対し厳重注意を行いましたので、お知らせします。

再発防止を徹底するとともに、法令遵守を含む内部統制、リスク管理体制の強化に向けた取組を一層進めてまいります。

## 記

## 機構事務局

内容	対象者
厳重注意	理事長
厳重注意相当	専務理事（H27-28、H29-30、R1在職）※1

※1：退職済

## 病院

内容	対象者
厳重注意相当	副理事長・病院長（H27～R1在職）※2
〃	事務部長（H27在職、H29-R1在職）※3

※2・※3：退職済

〔担当〕 一般財団法人新潟県地域医療推進機構  
事務局長 宮澤、事務局次長 田中  
TEL 025-280-5978／025-280-5782